## ◎令和７年度決算に基づく健全化判断比率

いずれの指標も早期健全化基準未満となっています。

| 項　目 | 令和７年度<br>比率 | 早期健全化基準 | 財政再生基準 | （参考）<br>前年度比率 |
|---|---|---|---|---|
| 実質赤字比率 | －% | 13.96% | 20.0% | －% |
| 連結実質赤字比率 | －% | 18.96% | 30.0% | －% |
| 実質公債費比率 | 6.5% | 25.0% | 35.0% | 6.6% |
| 将来負担比率 | －% | 350.0% | － | －% |

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率については赤字がないため、”－%”表示になります。

実質公債費比率は、令和３年度～令和５年度の３カ年の平均値となります。

将来負担比率は、0 以下であるため、”－%”表示になります。

## ◎令和７年度決算に基づく資金不足比率

いずれの会計も経営健全化基準未満となっています。

| 特別会計等の名称 | 比 率 | 経営健全化<br>基準 | 事業の規模 |
|---|---|---|---|
| 水道事業会計 | －% | 20% | 466,527 千円 |
| 下水道事業会計 | －% | 20% | 240,461 千円 |

※資金不足額がないため”－%”表示になります。

## ◎早期健全化基準、財政再生基準及び経営健全化基準

一般会計等については、早期健全化基準（イエローライン）と財政再生基準(レッドライン)、公営企業会計については、経営健全化基準（イエローライン）が定められています。

各基準以上となった場合は、財政運営の健全化を図るための計画を策定するなどの他、様々な制約が課せられます。なお、本市ではすべての指標が基準未満となっています。

# ◎財政指標の説明

**参考文献：今井太志（2009）『誰にでも分かる自治体財政指標の読み方』㈱ぎょうせい**

## １．健全化判断比率

### （１）実質赤字比率

一般会計の収支が赤字か黒字かを見るための指標です。なお、一般会計とは税を主な収入源とし、福祉や教育などの基本的な施策を行うための会計をいいます。

算定式　＝　一般会計等の実質赤字額　÷　標準財政規模

実質赤字額　＝　繰上充用額　＋　支払繰延額　＋　事業繰越額

【用語の補足】

繰上充用額：歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額

支払繰延額：歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額

事業繰越額：歳入不足のため、事業を繰り越した額

標準財政規模：一般財源（財源の使途が特定されず、どのような経費にも使用できる財源）の標準的な大きさを示す額で、「標準税収入額等＋普通交付税＋臨時財政対策債発行可能額」となります。

なお標準財政規模は、以下の（２）～（４）の全ての算定式の分母でも使用されます。

### （２）連結実質赤字比率

一般会計だけでなく、全ての会計の赤字や黒字を合算し、市全体として赤字か黒字かを見るためのものです。

算定式　＝　連結実質赤字額　÷　標準財政規模

【用語の補足】

連結実質赤字額：全会計を対象とした実質赤字額（公営企業会計については資金の不足額）の合計額が、実質黒字額（公営企業会計については資金剰余額）の合計額を超える額

**（３）実質公債費比率**

一般会計等の借入金の返済額に特別会計等の借入金の返済額に対する一般会計等の負担額を合算したものです。その年の歳出の中で、過去に行った借入金の返済にまわっている部分（実質的な公債費）がどの程度の大きさかを見るための指標です。

算定式　＝　（元利償還金 ＋ 準元利償還金）－（償還のための特定財源 ＋ 償還金に対する普通交付税算入額）　÷　（標準財政規模 － 償還金に対する普通交付税算入額）

【用語の補足】

準元利償還金：〇満期一括償還市債における 30 年均等償還とした場合の１年当たりの元金償還金額

〇特別会計・企業会計や一部事務組合への支出のうち元利償還金に対する額

〇債務負担行為のうち公債費に準ずるものの額

〇一時借入金の利子

特定財源：〇償還金に充てられた国県からの補助金

〇都市計画税のうち都市計画事業のために発行した市債の償還金に充てた額

**（４）将来負担比率**

一般会計の借入金残高や職員の退職負担見込み額、一般会計以外（特別会計、一部事務組合、土地開発公社等）の借入金残高に対する一般会計等の負担見込み額など、各負債に対して一般会計等が将来負担する可能性のある負債額が標準的な年間収入の何年分であるかを示します。

算定式　＝　（将来負担額 － 充当可能基金額 － 特定財源 － 市債残高等に対する普通交付税算入額）　÷　（標準財政規模 － 償還金に対する普通交付税算入額）

【用語の補足】

将来負担額：以下の額の合計

〇一般会計等市債残高　〇債務負担行為に基づく支出予定額

〇特別会計、企業会計や一部事務組合の地方債残高のうち一般会計等が将来負担する見込み額

〇年度末に全職員が退職した場合に負担する見込み額

〇土地開発公社等の負債のうち一般会計等が将来負担する可能性のある額

〇一部事務組合等の連結実質赤字額に対する一般会計等の負担見込み額

## ２．資金不足比率

公営企業の資金不足を、料金収入の規模と比較し示したものです。事業を行うことによって得られる収入をどの程度回せば赤字の解消ができるかということを示す比率です。資金不足がない場合は表示されません。

算定式　＝　資金の不足額　÷　事業の規模

【用語の補足】

資金の不足額：流動負債　－　控除企業債（建設改良等のために充てるための企業債）　－　流動資産

※地方公営企業法適用会計の場合

事業の規模：営業収益額　－　受託工事収益額

## ◎健全化判断比率及び資金不足比率の対象範囲

対象範囲は次ページのイメージ図となります。

# 財政健全化判断比率および資金不足比率の対象

